



豊島区 エコアクション21

令和4年度環境経営レポート

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)



SDGs 未来都市豊島区



豊島区は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています

発行日 令和5年10月1日
東京都豊島区

目次

はじめに	1
1 環境方針	
1-1 基本理念	4
1-2 行動指針	4
1-3 各部の環境経営方針及び組織図	5
2 豊島区の概要	
2-1 豊島区の地勢	8
2-2 事業所名及び代表者	9
2-3 人口及び世帯数	9
2-4 事業規模	9
2-5 環境管理責任者	10
2-6 環境活動レポートの事務局	10
2-7 認証範囲	10
2-8 対象拡大スケジュール	11
3 実施体制	12
4 環境活動	
4-1 環境目標	14
4-2 環境経営計画及び実績表（総合評価）	15
4-3 認証施設における令和4年度の実績と評価	16
4-4 環境関連法規の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反・ 訴訟等の有無	19
4-5 地域の環境の保全・創造に向けた取組み	19
4-6 今後の展望	22
5 環境負荷の更なる低減のために	
5-1 取組み状況の評価	22
5-2 数値目標の見直し	23

はじめに

□ エコアクション21とは

エコアクション21は、事業者の環境への取組を促進するとともに、その取組を効果的・効率的に実施するため、環境省が策定した環境マネジメントシステムです。

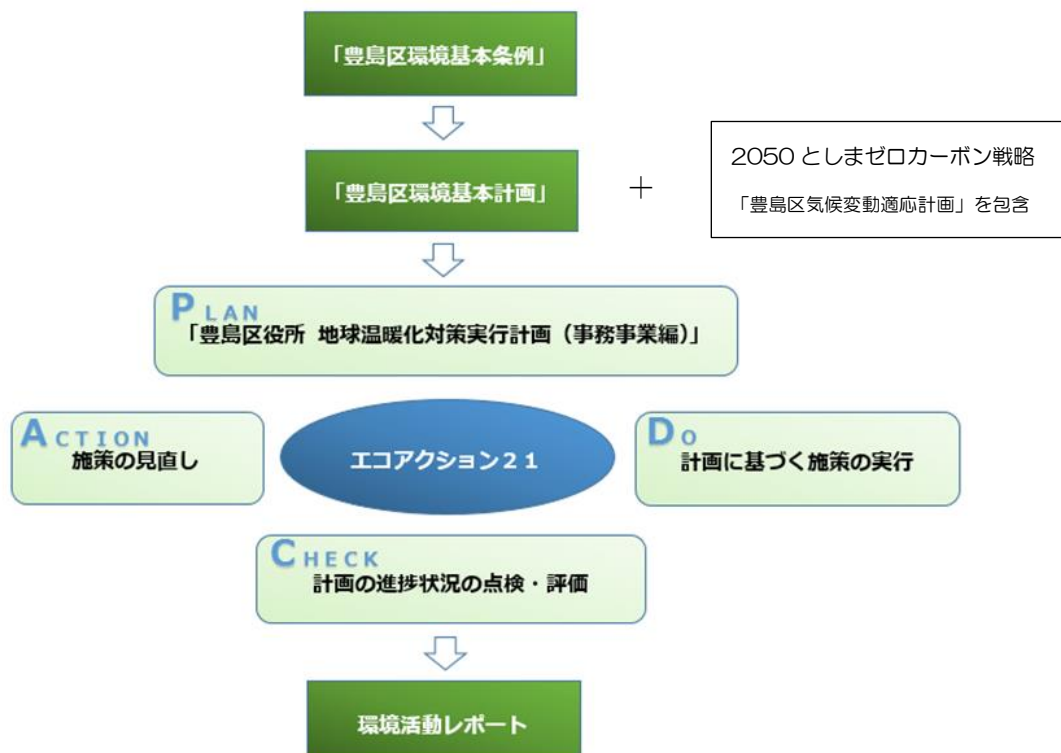
エコアクション21ガイドラインに基づき、取組を行う事業者を、審査し、認証・登録する制度が、エコアクション21認証・登録制度です。

豊島区では、平成24年度からガイドラインに沿って環境負荷軽減の取組を進め、毎年対象事業所を拡大しています。

□ 環境活動レポートの位置づけ

豊島区では、区民誰もが幸せを実感できる健やかで美しく豊かな環境を、未来の世代へ継承することができる地域社会（環境都市）を目指した「豊島区環境基本条例」に基づき「豊島区環境基本計画」を策定し、地球温暖化対策に取り組んできました。

この計画を効果的、効率的に推進していくため、エコアクション21の環境経営システムを取り入れ、PDCAサイクルを基本とした継続的な環境への取組を進めていくとともに、その結果を環境活動レポートとして作成・公表していきます。



□ 豊島区環境基本条例の改正

豊島区環境基本条例は、平成20年3月に制定されてから10年以上経過しており、その間、気候変動や温室効果ガス削減等、環境への取組みは地球規模で喫緊の課題になっています。

そのため、脱炭素社会の実現を目指し、一層の環境保全への取組を推進するため、豊島区環境基本条例の一部を改正し、令和5年4月1日に施行しました。改正後の条例では、2050年までに脱炭素社会の実現を目指すことを明文化したほか、実現に向けて区、事業者、区民が協働で取組むことなどを規定しています。

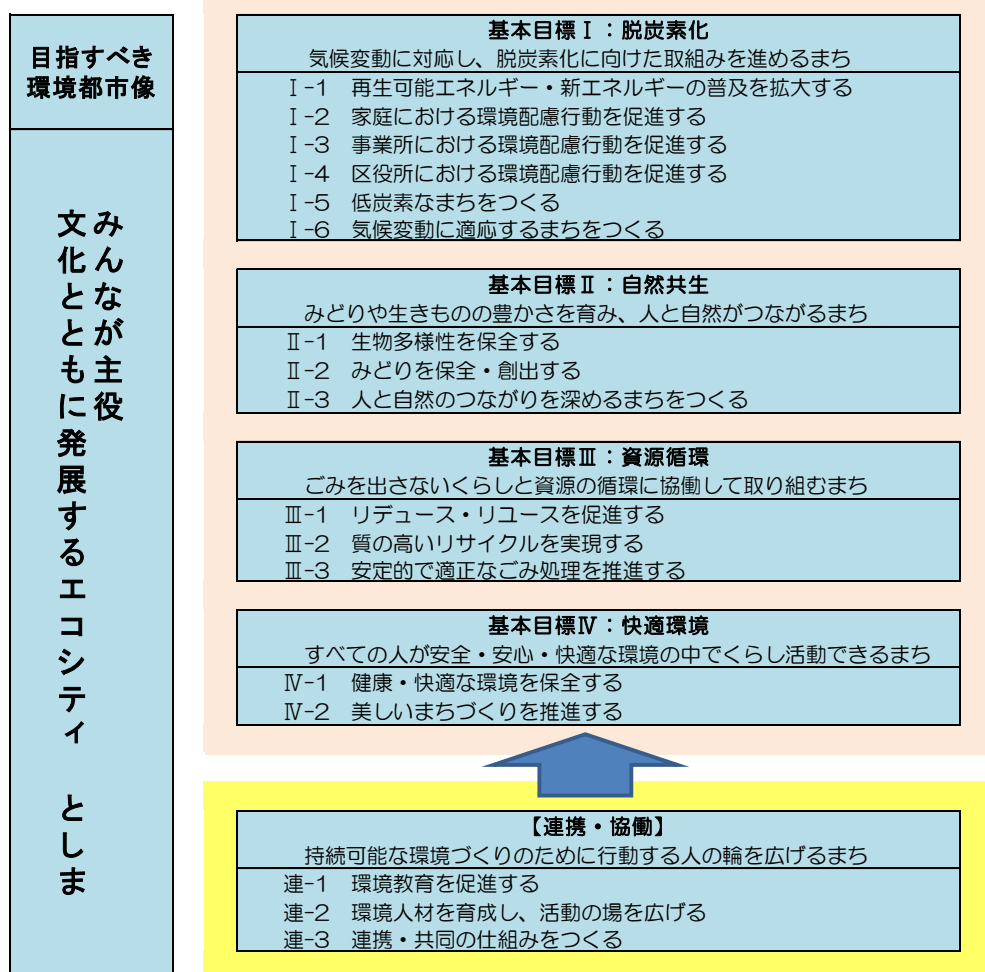
□ 豊島区環境基本計画について

「豊島区環境基本計画」は「豊島区環境基本条例」の規定に基づき、地球温暖化対策の環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものです。

「第二次豊島区環境基本計画」は、令和元年度から令和12年度までを計画期間とし、計画期間の中間年度を目途に、情勢の変化等をふまえて計画の見直しを行います。

計画期間 令和元年度から令和12年度

豊島区の目指すべき都市像と環境基本計画の構成



□ SDGs への取組み

令和2年7月17日、内閣府より、SDGs への優れた取組を行う自治体として「SDGs 未来都市」に選定されました。その中で、特に先導的な取組として「自治体 SDGs モデル事業」にも選定されました。ダブル選定は東京都初でした。



SDGs とは

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) は、2015年9月の国連サミットで採択された2030年を年限とする17の国際目標で、地球上の誰一人取り残さない社会の実現を目指し、経済・社会・環境の諸課題を統合的に解決しようとするものです。

SDGs 未来都市とは

SDGs の理念に沿った取組を推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域を選定するものです。

□ 「2050 としまゼロカーボン戦略」の策定

豊島区では、近年の2050年ゼロカーボンに向けた国内外の動向や、令和3年2月の本区におけるゼロカーボンシティ宣言を踏まえ、令和4年7月に「2050 としまゼロカーボン戦略」を策定しました。

この戦略では、2050年温室効果ガス排出量実質ゼロに向け、現行の豊島区環境基本計画における温室効果ガス削減目標「2030年度までに2013年度比39%削減」を50%削減に上積みするとともに、気候変動適応への取組みなどの新たな方針を示しています。

さらに、2050年ゼロカーボン達成に向けた4つのアクションを設定し、各アクションの中で多様な主体が連携・協働して取組みが進められるよう、区が行っていくことや、区民の方・事業者の方ができることを記載しています。



「2050 としまゼロカーボン戦略」
本編

1 環境経営方針

基本理念

豊島区は日本一の高密都市であり、まちの活力を維持しながら、低炭素社会に向けた取組みを推進し、環境への負荷を最大限減らす都市をつくることが私たちの責任といえます。

今日、温室効果ガスの排出に伴う地球温暖化等の環境問題は、国や地域を越えた人類共通の課題となっています。

本区は、令和2年7月、内閣府より、SDGsへの取組みを行う自治体として「SDGs未来都市」に選定されました。また、令和3年2月に「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、脱炭素社会の実現に向けて、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指しています。

これらを踏まえ、「環境負荷の低減と都市の活力が両立する高密都市」の実現に向け、自らが地域の事業者として、温室効果ガスの削減や生物多様性の保全などの環境課題に積極的に取り組んでいきます。

行動指針

全職員が、環境経営方針や環境経営目標を認識し、積極的に環境に配慮した行動を実施していきます。また、環境に関する法令等を順守し、「エコアクション21 豊島区役所 環境マネジメントシステム」を通じて環境配慮行動の継続的な改善を進め、その結果を公表します。

1 CO₂削減・省エネ行動

「第三次 豊島区役所 地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」の別冊「豊島区役所 CO₂ 排出量削減への取組み」に基づき、全職員が各職場で使用するエネルギー（電気・ガス・自動車燃料など）について使用量の削減に取り組めます。

2 5Rの推進・紙の使用量の削減

従来の「3R：リデュース（減量）＋リユース（再利用）＋リサイクル（再資源化）」にリフューズ（購入しない）＋リペア（修理）を加えた「5R」を推進し、廃棄物を限りなく抑制し、リサイクル率を100%に近づけていきます。

また、裏紙使用やシステム等の活用によるペーパーレス化により、紙の使用量の削減に努めます。

3 区有施設への再生可能エネルギー電力の導入

区有施設へ排出係数の低い再生可能エネルギー電力の導入を検討し、CO₂ 排出量の削減に努めます。

4 グリーン購入の推進・環境配慮契約の導入

購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを購入します。また、プラスチック製品の購入削減に努めます。

契約においては、価格に加えて環境性能を評価し、総合的に優れた物品や役務等を供給する者を契約相手としていきます。

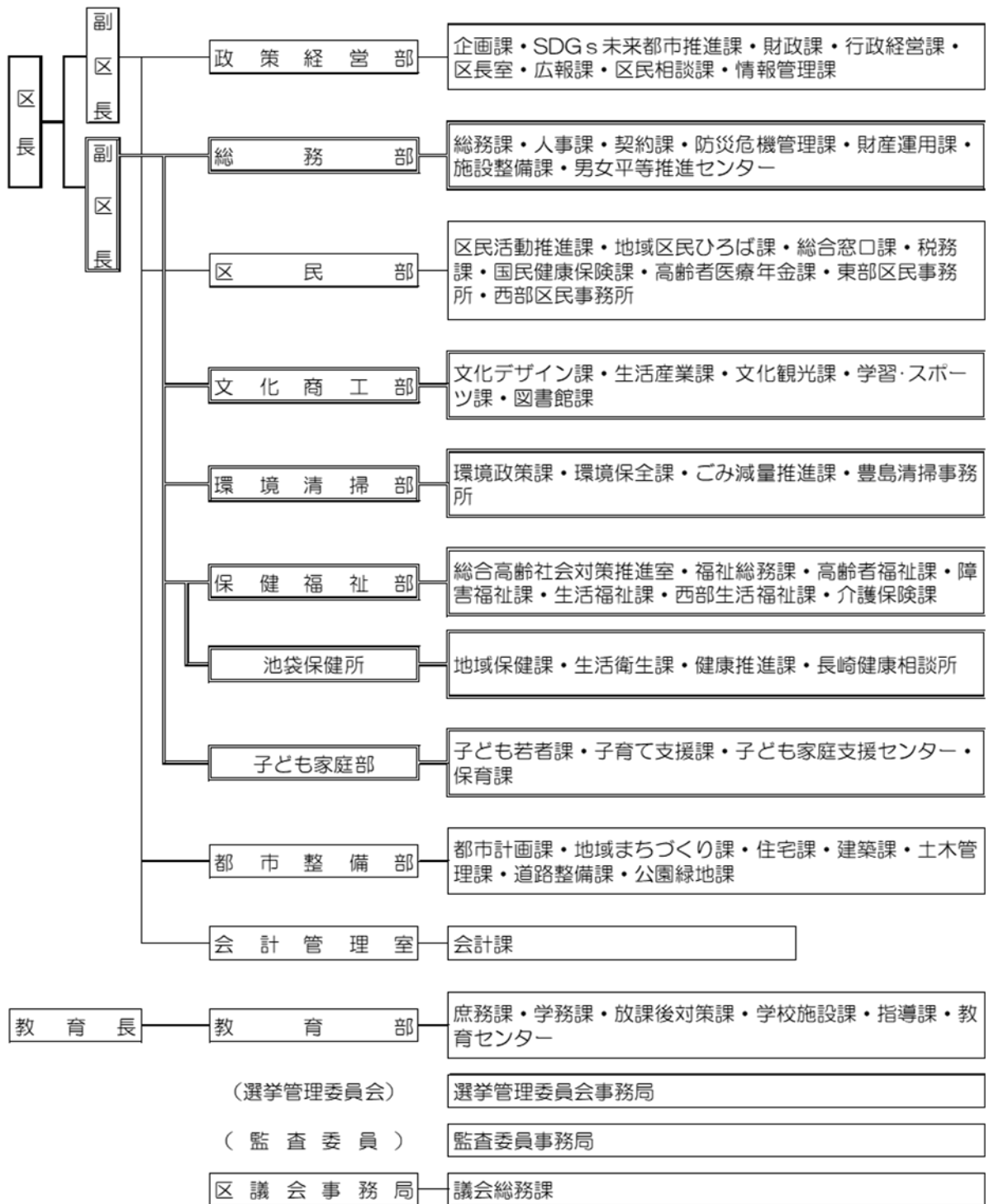
令和5年4月23日

豊島区長 高 際 み ゆ き

1-2 豊島区役所組織図

令和4年4月1日現在

令和4年度 豊島区役所 組織図



※担当部長及びスタッフ職の記載は省略

1-3 各部の環境経営方針及び組織図

エコアクション21の取組みを組織的に進めるため、区の環境経営方針に基づき、各部局の業務特性を踏まえた部局ごとの環境経営方針を策定

政策経営部
<ul style="list-style-type: none">❖ 環境都市づくりの実現を目指し、環境に配慮した政策の積極的な推進に取り組む。❖ 会議やミーティングについては①オンライン②回数の削減③時間の短縮④ペーパーレスに努め、省エネルギーを意識して業務を遂行していく。❖ 職員の環境意識をより高めるための啓発を図るとともに、5Rの推進に努める。
総務部
<ul style="list-style-type: none">❖ 常に省資源・省エネルギーを意識し、節電の徹底により電力使用量を削減します。❖ ペーパーレス会議を推進し、紙使用量を削減します。❖ 環境配慮に関する職員の意識を高めます。
区民部
<ul style="list-style-type: none">❖ 空調や照明の節電に努め、電気使用量を削減します。❖ 裏紙印刷・Nアップ印刷やペーパーレス会議（オンライン化）を推進し、紙使用量を削減します。❖ 事務用品等は品質や価格だけでなく、より環境負荷の低い製品やサービスを取り入れるよう努めます。
文化商工部
<ul style="list-style-type: none">❖ 空調や照明の節電に取り組むことにより、電気使用量の削減に努めます。❖ 裏紙印刷・Nアップ印刷やペーパーレス会議（オンライン化）を推進し、紙資源使用量を削減します。❖ 事務用品等は価格や品質だけでなく、環境負荷の少ない製品やサービスを取り入れるよう努めます。
環境清掃部
<ul style="list-style-type: none">❖ 全ての事務事業遂行に当たっては、CO₂削減に向け他の部局の模範となるよう、地球温暖化対策として省資源・省エネ行動を率先して行うとともに、庁内の環境への取り組みが向上するよう啓発活動・情報発信にも努めます。❖ 5Rを率先して推進し、ペーパーレス化による紙の使用量削減をはじめ、資源の有効利用及びごみの排出量削減に努めます。❖ プラスチック製品の使用、購入削減を更に進めます。事務用品等を購入する際には必要性を十分に考慮し、環境負荷ができるだけ小さいものを選択します。
保健福祉部
<ul style="list-style-type: none">❖ 会議室の空調や照明の節電に取り組むことにより、電気使用量の削減に努める。❖ 裏紙印刷・Nアップ印刷やペーパーレス化の推進により、紙資源の節約を図る。❖ クールビズ・ウォームビズやマイボトルの持参など、一人ひとりが環境のためにできる

身近な取り組みを実践する。

保健福祉部（池袋保健所）

- ❖ 裏紙印刷・N アップ印刷やペーパーレス会議（オンライン化）を推進し、紙資源の節約を図ります。
- ❖ 事務用品等は品質や価格だけで購入するのではなく、より環境負荷の低い製品やサービスを取り入れるよう努めます。
- ❖ 照明・OA機器・空調等を使用する際は、節電・省エネを心掛けます。

子ども家庭部

- ❖ 空調や照明の節電に取り組むことにより、電気使用量の削減に努めます。
- ❖ ペーパーレス会議を推進し、紙使用量の削減に努めます。
- ❖ 事務用品や消耗品については、環境負荷の少ない製品を購入するように努めます。

都市整備部

- ❖ 必要印刷枚数の確認徹底、裏紙印刷・N アップ印刷やペーパーレス化（web 会議の利用促進・対面打合せでのモニター活用）を推進し、紙類使用量の削減に努めます。
- ❖ 職員の環境配慮技術等への関心を高め、節電・省エネ・グリーン購入に取り組みながら業務にあたります。
- ❖ 環境負荷の軽減を目指して、建築物及び土木施設の建替えや改修に際し、省エネルギー化を促進するとともに、長寿命化に向けての意識啓発を積極的に行います。

会計管理室

- ❖ 業務におけるペーパーレス化や、冊子類の電子化・印刷部数見直しなどにより、紙使用量の削減に努める。
- ❖ 不要時の消灯徹底、OA 機器の節電等により電気使用量の削減に取り組む。
- ❖ 基金の運用を通じて、環境政策への貢献に努める。

教育部

- ❖ 地球環境や SDGs 達成に向けた取組に対する児童、生徒及び園児の関心を高めるため、高密度都市ならではの都市型環境教育を推進します。
- ❖ 教育委員会事務局、小中学校、幼稚園及び子どもスキップの全職員が省資源・省エネルギーを強く意識し、不要な照明の消灯等の節電に取り組めます。
- ❖ 学校改修及び改修等を実施する際には、環境評価の高い契約相手方を選定し、環境配慮契約の導入を推進します。

選挙管理委員会事務局

- ❖ 事務室の空調の冷暖房抑制や不必要な照明の消灯を促進し、省エネルギー化に取り組む。
- ❖ 裏紙使用や N アップ印刷の活用、ならびにマニュアルを職員ポータルに掲載する等によるペーパーレス化を推進し、印刷量削減に努める。
- ❖ 選挙執行および平常時に使用する資材について、必要性の考慮、環境負荷が少ないものを選択するグリーン購入を行う。

監査委員事務局

- ❖ 冷暖房の抑制や不要な照明の消灯など、節電に努める。
- ❖ 紙の使用量の抑制に努める。
- ❖ 物品の購入はグリーン調達を基本とする。

区議会事務局

- ❖ 改選時期及び区議会定例会中を除き、週に2日間のノー残業デーを徹底する。それ以外の日もできるだけ計画的に業務をすすめ、時間外勤務を減らす。昼休みや時間外勤務時には事務室内も必要箇所以外の電灯を消灯するように努める。
- ❖ 事務局内の打合せはペーパーレス化を進めるとともに、紙で確認が必要な場合は裏紙使用を心がける。紙資料はできるだけ1ページにまとめるように工夫し、複数ページになる場合は両面コピーをするなど、紙資源の削減をする。
- ❖ 事務室の空調の設定温度を夏季は28℃、冬期は20℃を目安とし、会議室の使用前後の空調使用時間も短縮するように努める。

2 豊島区の概要

2-1 豊島区の地勢

【位置】

豊島区は東京23区の西北部に位置し、東は文京区、南は新宿区、西は中野区・練馬区、北は板橋区・北区に隣接しています。

区の中央部は、東経139度43分、北緯35度44分にあたっています。

【地勢】

東西に6,720メートル、南北に3,660メートルと「ふくろうが羽を広げたかたち」をしており、東京湾の平均海面を水準として、高地が36メートル、低地が8メートルとおおむね台地状をなしています。

【面積】

面積は13.01平方キロメートルで、23区中18番目の広さです。

これは、東京都総面積の0.595%、区部面積の2.1%にあたります。



2-2 事業所名及び代表者（令和5年10月1日現在）

- 事業所名：豊島区役所本庁舎及び関連施設
- 代表者氏名：豊島区長 高際 みゆき
- 所在地：東京都豊島区南池袋 2-45-1

2-3 人口及び世帯数(令和5年4月1日現在)

- 住民登録 総数 289,457 人
 - 男性 145,031 人
 - 女性 144,426 人
- うち外国人数 29,207 人
- 世帯数 182,309 世帯

2-4 事業規模

□ 一般会計規模の推移

年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
当初	1,022 億	1,080 億	1,113 億	1,218 億	1,167 億
予算	4,838 万円	8,616 万円	9,599 万円	769 万円	70 万円
歳出	1,020 億	1,295 億	1,367 億	1,255 億	1,172 億
決算	7,562 万円	7,938 万円	1,763 万円	4,944 万円	8,633 万円
年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
当初	1,246 億	1,498 億	1,282 億	1,302 億	1,357 億
予算	4,920 万円	3,786 万円	9,300 万円	2,683 万円	9,170 万円
歳出	1,285 億	1,424 億	1,504 億	1,436 億	
決算	9,335 万円	5,986 万円	6,830 万円	9,550 万円	

□ 職員数の推移（単位：人）

職員数/年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
全庁	1,970 人	1,973 人	1,970 人	1,971 人	1,970 人
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
全庁	1,973 人	1,985 人	2,013 人	2,009 人	2,010 人

2-5 環境管理責任者（令和5年10月1日現在）

環境清掃部長 岡田 英男

2-6 環境活動レポートの事務局（令和5年10月1日現在）

【事務局長】環境清掃部 環境政策課 鈴木 悠斗

【担当者】環境清掃部 環境政策課 調整グループ 石坂、高橋

【連絡先】東京都豊島区南池袋 2-45-1 本庁舎 6階

TEL：03-3981-1293 FAX：03-3980-5134

2-7 認証範囲

【認証事業】地方自治行政（学校を除く）

【対象事業所】豊島区役所 本庁舎、豊島区役所 東池袋分庁舎、池袋保健所、長崎健康相談所、東部区民事務所、教育センター、南池袋斎場、リサイクルセンター、豊島清掃事務所、公園管理事務所・放置自転車対策事務所、雑司が谷公園、道路工事事務所、雑司が谷旧宣教師館、東部子ども家庭支援センター、西部子ども家庭支援センター、心身障害福祉センター、東部障害支援センター、西部障害支援センター、区立保育園 22 施設、区民ひろば 26 施設、区立図書館 5 施設、男女平等推進センター、豊島区民センター、としまみどりの防災公園、中池袋公園、池袋西口公園、南池袋公園、西部区民事務所、駒込福祉作業所

2-8 対象拡大スケジュール

年度 (年月日)	対象事業所	対象課(室・局・所)※1
平成24年度 (平成24年8月1日)	旧 豊島区役所 本庁舎	平成27年5月に豊島区役所本庁舎へ移転したため転記した。
平成26年度 (平成26年8月1日)	豊島区役所 別館 旧 区民センター 生活産業プラザ	
平成27年度※2 (平成27年9月30日)	豊島区役所 本庁舎	<p>【平成24年度】 企画課、財政課、行政経営課、区長室、広報課、区民相談課、総務課、人事課、契約課、財産運用課、施設計画課、施設整備課、庁舎跡地活用課、庁舎建設室、総合窓口課、税務課、国民健康保険課、高齢者医療年金課、環境政策課、環境保全課、ごみ減量推進課、障害福祉課、子ども課、子育て支援課、保育課、道路管理課、道路整備課、交通対策課、公園緑地課、会計課、庶務課、学務課、学校施設課、指導課、議会総務課</p> <p>【平成26年度】 情報管理課、防災危機管理課、生活産業課、福祉総務課、高齢者福祉課、介護保険課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、</p> <p>【平成27年度】 区民活動推進課、地域区民ひろば課、文化デザイン課、文化観光課、学習・スポーツ課、都市計画課、地域まちづくり課、住宅課、建築課</p>
平成28年度 (平成28年8月1日)	南池袋斎場	区民活動推進課
	区民ひろば(26箇所)	地域区民ひろば課
	東部区民事務所	東部区民事務所
	雑司が谷旧宣教師館	文化デザイン課
	図書館(5箇所)	図書館課
	豊島清掃事務所	豊島清掃事務所
	心身障害者支援センター	障害福祉課
	東(西)部障害支援センター	障害福祉課
	東池袋分庁舎	生活福祉課
	池袋保健所	地域保健課、生活衛生課、健康推進課
	長崎健康相談所	長崎健康相談所
	東(西)部子ども家庭支援センター	子育て支援課
保育園(22箇所)	保育課	
道路工事事務所	道路整備課	
公園管理事務所・ 放置自転車対策事務所	公園緑地課、交通対策課	
教育センター	教育センター	
平成29年度 (平成30年1月29日)	男女平等推進センター	男女平等推進センター
令和2年度 (令和2年8月1日)	リサイクルセンター	ごみ減量推進課
	雑司が谷公園	公園緑地課
令和3年度 (令和3年8月1日)	としま区民センター	文化デザイン課
	としまみどりの防災公園、 中池袋公園、池袋西口公園、 南池袋公園	公園緑地課
令和4年度 (令和4年8月1日)	西部区民事務所	西部区民事務所
	駒込福祉作業所	障害福祉課
令和5年度 (令和5年8月1日)	西部生活福祉課	西部生活福祉課
	豊島区児童相談所	児童相談課

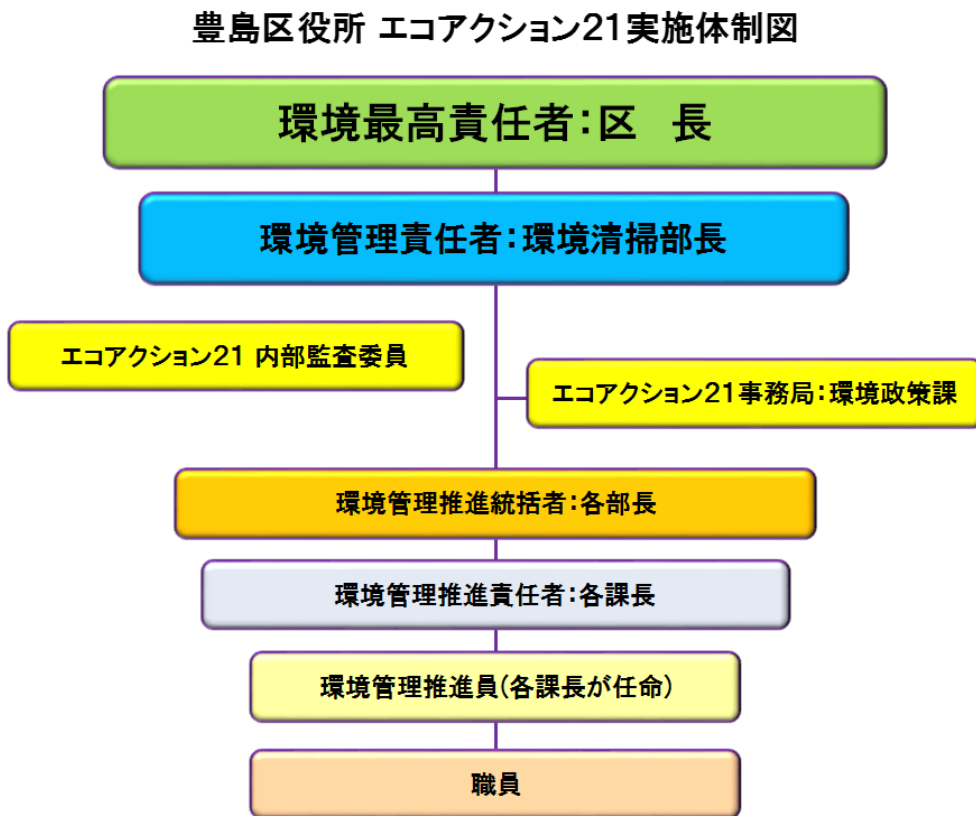
※1 対象課については、施設を移動しても継続するものとする。

※2 平成27年度は中間審査であったが、新庁舎移転に伴い、旧本庁舎の対象課及び旧グレースロータリービル庁舎に事務所があった課を本庁舎とした。

3 実施体制

豊島区のエコアクション21に基づく環境マネジメントシステムの取組みは、「エコアクション21 豊島区役所環境マネジメントシステム」に基づき、環境配慮率先行動等を実施しています。

実施体制図及び各自の役割については、次のとおりです。



※「豊島区 エコアクション21実施体制」とは別に、環境の保全に関することや区の率先行動に関すること等について決定するため、「豊島区環境都市づくり推進本部設置要綱(平成23.12月清掃環境部長決定)」に基づき、「豊島区環境都市づくり推進本部」が設置されている。

【各自の役割】

(ア) 環境最高責任者：区長

- ❖ エコアクション21に係る代表責任者
- ❖ 環境管理責任者の任命
- ❖ 「豊島区役所 環境方針」の策定及び検討
- ❖ 「豊島区役所 EMS」全体の評価と見直し

(イ) 環境管理責任者：環境清掃部長

- ❖ 「豊島区役所 EMS」の構築、周知、運用及び維持に関する実務上の責任者
- ❖ 環境最高責任者への報告

(ロ) エコアクション21事務局：環境政策課

- ❖ 「豊島区役所 EMS」の推進及び見直し
- ❖ 光熱水使用量などの環境負荷の取りまとめ
- ❖ 環境に関する研修の実施
- ❖ エコアクション21 内部監査委員の任命
- ❖ その他エコアクション21に係る事務処理

(ハ) 環境管理推進統括者：各部長

- ❖ 部内における環境に関する管理統括者
- ❖ 部の環境方針の策定

(ニ) 環境管理推進責任者：各課長

- ❖ 課内における環境に関する管理責任者
- ❖ 課の環境目標の策定
- ❖ 環境管理推進員の任命

(ホ) 環境管理推進員：各課長が任命した1名以上の正規職員（再任用短時間・会計年度任用職員を除く）

- ❖ 課内における光熱水使用量など環境負荷の把握及び事務局への報告
- ❖ 各課環境目標の達成に向けた環境活動の取組みの推進者
- ❖ エコアクション21 内部監査委員（事務局より指名された場合）
- ❖ その他、事務局との連絡担当（是正報告など含む）

(ヘ) (ア)～(ホ)以外の全職員（再任用短時間・会計年度任用・委託・派遣職員含む）

- ❖ 各課環境目標の達成に向けた環境活動の取組み

4 環境活動

4-1 環境目標

平成27年度は、本庁舎が5月に移転し旧庁舎とは建物の規模が大きく異なること、平成28年度は、27年度の運用月が1か月少ないなど正確な基準を定めることができないことから、指標項目別の削減目標を設定しておりませんでした。

平成29年度からは、29年3月に改訂した「第三次 豊島区役所 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（計画期間：平成29年度～令和5年度）で削減目標値を設定し、環境負荷の低減に努めてきました。

【エネルギー源別温室効果ガス削減目標】

指標項目 (単位)	基準年※1	単年度目標						
	平成27年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
温室効果ガス排出量 (t-CO2)	4,686	-4.8%	-7.2%	-9.6%	-12.0%	-14.4%	-16.8%	-19.3%
電気使用量	2,629	-5.0%	-7.5%	-10.0%	-12.5%	-15.0%	-17.5%	-19.5%
都市ガス使用量	950	-5.0%	-7.5%	-10.0%	-12.5%	-15.0%	-17.5%	-19.5%
熱供給使用量	866	-5.0%	-7.5%	-10.0%	-12.5%	-15.0%	-17.5%	-19.5%
自動車 燃料使用量 ※2	241	-2.0%	-3.0%	-4.0%	-5.0%	-6.0%	-7.0%	-8.0%
廃棄物排出量 事業系一般廃棄物 (kg)	379,771	-0.9%	-1.9%	-2.8%	-3.7%	-4.7%	-5.6%	-6.5%
リサイクル率 (%)	41%	41.7%	42.4%	43.1%	43.7%	44.4%	45.1%	45.8%
上水使用量 (m ³)	108,487	-2.8%	-4.2%	-5.6%	-7.0%	-8.4%	-9.8%	-11.2%
紙使用量 (kg)	56,267	-2.8%	-4.2%	-5.6%	-7.0%	-8.4%	-9.8%	-11.2%

※1 基準年の数値は、平成28年度末時点に認証を取得している施設の平成27年度の数値の合計

※2 燃料使用量はガソリン、軽油、LPG（液化石油ガス）、CNG（天然ガス）の4種類の合計

◇ 電力についての二酸化炭素排出係数は、「電気事業者別排出係数（調整後）」（令和5年1月24日環境省公表）を参照。

A社…0.457 kg-CO₂/kwh
 B社…0.299 kg-CO₂/kwh
 0.000 kg-CO₂/kwh (RE100)
 C社…0.349 kg-CO₂/kwh
 D社・E社・F社…0.000 kg-CO₂/kwh

4-2 環境活動計画及び実績表（総合評価）

職員一人ひとりが意識をもって行動するため、全庁的な取組事項を定めました。
職員一人ひとりが意識をもって行動するため、全庁的な取組事項を定めました。
この環境活動計画に基づき行動し、その取組状況を各職場で毎月評価を行ないました。

◎：よくできた(90%以上)、○：できた(70%以上)、△：不十分(60%未満)

4-2 令和4年度 環境活動計画及び実績表（総合評価）				
職員の取組み	CO ₂ 削減行動・省エネ行動	1 プラスチック削減の取組み	87%	○
		2 空調の取組み	97%	◎
		3 照明の取組み	96%	◎
		4 OA機器の取組み	85%	○
		5 職員体制	82%	◎
		6 電気使用量削減に関するその他の取組み	97%	◎
		7 低公害車の選定	100%	◎
		8 適正な運転等による自動車燃料の削減	99%	◎
	省資源のための取組み	1 紙使用量の削減	92%	◎
		2 水使用量の抑制	93%	◎
	その他環境配慮のための取組み	1 グリーン購入(購入時)	97%	◎
		2 グリーン購入(使用时)		
		3 グリーン購入(不要時)		
4 廃棄物排出量の削減		94%	◎	
施設管理者の取組み	CO ₂ 削減行動・省エネ行動	1 空調の取組み	93%	◎
		2 照明の取組み	95%	◎
		3 OA機器の取組み	98%	◎
		4 職員体制	92%	◎
		5 電気使用量削減に関するその他の取組み	94%	◎
	省資源のための取組み	水使用量の抑制	95%	◎
	その他環境配慮のための取組み	廃棄物排出量の削減		選択なし

4-3 令和4年度の取組実績と評価

○：目標を達成した △：削減できたが目標を達成できなかった ×：削減できなかった



二酸化炭素排出量

(t-CO ₂)	基準年 (H27)	目標値 (削減率)	R4実績 (削減率)	評価
電気	2,629	2,169 (△17.5%)	1,835 (△30.2%)	○
ガス	950	784 (△17.5%)	756 (△20.4%)	○
熱供給	866	714 (△17.5%)	1,258 (45.3%)	×
その他 (自動車燃料等)	241	224 (△7.0%)	167 (△30.7%)	○
合計	4,686	3,899 (△16.8%)	4,016 (△14.3%)	○

電気は基準年に比べ 30.2%削減しました。これは、福祉施設などの施設が使用する電気をCO₂排出量の少ない再生可能エネルギーによる電力に切り替えたことや保育園の一部をCO₂排出量ゼロの電力に切り替えたこと、また、区全体で節電を心掛けたことなどが要因となっています。

熱供給は、主に使用している本庁舎での空調使用時において、換気を徹底したこと、また、としま区民センターなどの貸室稼働率が上がったことから使用量が増加し、目標を達成することが出来ませんでした。

【電気】本庁舎ではLED照明や人感センサーなど最新設備を積極的に導入しています。また出先施設も含め、消灯等の省エネに取り組んでいます。

【ガス】本庁舎はオール電化です。

【熱供給】主に本庁舎と、としま区民センターの空調で使用しているため、会議室など個別空調の設定温度の周知を徹底し、削減に努めています。
令和4年度は庁内エコ通信で空調の温度設定について周知を行いました。

【自動車燃料】低公害・低燃費車の導入やエコドライブを推進するよう啓発を行っています。



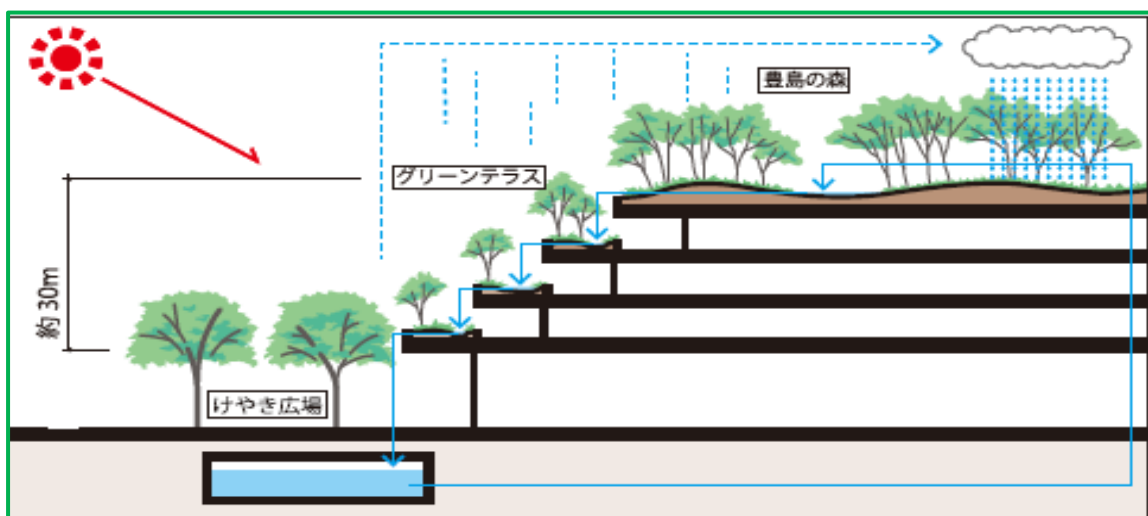
水使用量

(m)	基準年 (H27)	目標値 (削減率)	R4実績 (削減率)	評価
上水	108,487	97,855 (△9.8%)	109,764 (1.2%)	×

本庁舎では、雨水や上水などをポンプで庁舎全体に循環させる水循環システムを導入して節水を行っています。また「第三次 豊島区役所 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の別冊「豊島区役所 CO₂ 排出量削減への取組み」の中でも省資源のための取組みの一つとして水使用量の抑制を心掛けています。職員だけでなく、施設利用者へも節水を周知していますが、新型コロナウイルス感染症により閉館していた施設が、通常業務に戻った等で、使用量が増加し、目標を達成できませんでした。

◇本庁舎の水に係る環境配慮技術

本庁舎では、水循環システムを導入しています。「豊島の森」「グリーンテラス」を流れる小川の水循環システムには、雨水を利用しています。建物に降った雨水と小川の循環水は建物の地下ピットに貯えられ、昼夜間又は季節間の温度変化の小さい特性を活用して、循環水の温度上昇や温度低下を防ぎます。水循環のろ過装置は、地下3階の機械室と10階の「豊島の森」に設置しています。これらによって、池や水槽では、めだかやどじょうといった小生物の育成が可能となっています。





紙使用量

(kg)	基準年 (H27)	目標値 (削減率)	R4実績 (削減率)	評価
コピー用紙購入量	56,267	50,753 (△9.8%)	80,585 (43.2%)	×
グリーン購入率	91%	100%	98%	△

本庁舎では、紙の購入管理を一括で行い、毎月各課で印刷した枚数を把握し周知をしています。また、Nアップ印刷やペーパーレス会議を推進していますが、区民の方へのお知らせ等が増えたことで使用量が増加しました。

令和4年度のコピー用紙購入量は増加しましたが、グリーン購入の取組みは定着してきており、購入率は98%となりました。

今後は、紙使用量削減における取組み周知にさらに力を入れるとともに、グリーン購入率100%を目指します。



廃棄物排出量

		基準年 (H27)	目標値 (削減率)	R4実績 (削減率)	評価
事業系 一般廃棄物	排出量 (kg)	379,771	358,504 (△5.6%)	296,395 (△22%)	○
	うちリサイクル率 (%)	41%	45.1%	41.7%	×
産業廃棄物	排出量 (kg)	487,662	464,742 (△4.7%)	876,390 (79.7%)	×

※産業廃棄物の排出量については、庁舎移転等の関係で平成27・28年度は排出量が増大したため、基準年を平成29年度としています。

事業系一般廃棄物について、本庁舎では、ごみの捨て方や分別方法を具体的に分かりやすく掲示し、また紙資源については分別BOXを活用し、分別を徹底しています。事業系一般廃棄物は削減率が△22.0%と目標を達成し、出先施設を含めたリサイクル率は41.7%となりました。今後もさらなるリサイクル率向上と排出量の削減に向けて取り組んでいきます。

産業廃棄物については、毎年増減を繰り返しており、今後は着実に減少させていくことが課題となっています。

4-4 環境関連法規の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反・訴訟等の有無

豊島区役所において、環境関連法規の遵守状況を確認及び評価した結果、問題となることはありませんでした。主な法規制は、下記のとおりです。また、環境関連法規の違反、関係当局より違反等の指摘および訴訟はありませんでした。

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法／廃棄物処理法）
- フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）
- エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）
- 騒音規制法
- 振動規制法
- 消防法
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
- 下水道法
- 気候変動適応法
- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（東京都環境確保条例）

4-5 地域の環境の保全・創造に向けた取組み

本区では、地域の環境保全等に向け様々な取組みを行っています。

◇ 食品ロスの削減に向けた取組み

家庭から出されるごみ量の削減を目的に、家庭で発生する食品ロスを減らすための啓発活動やフードドライブ、食べきり協力店等を行っています。フードドライブで集まった食品は区内の必要とする団体等にお渡しします。余った食品が区内を循環して、必要な方の手に渡る「区内循環型フードドライブ（豊島区方式）」を行っています。

令和4年度における取組み

- 継続的な事業
フードドライブの常設窓口を4か所に設置し令和4年度は、6,068個、1,807kgの食品を集めました。
また、豊島区食べきり協力店として、区内51店舗（令和5年3月末現在）が登録しています。
- 官民一体となって行った事業
西武池袋本店とサンシャインシティにてフードドライブを開催しました。（提供総数 1,339点、総重量 255.0kg）
- その他
食品ロス削減啓発チラシの作成（増刷）、中央図書館にて特別展示、また、女子栄養大学と協力した食品ロス対策講座をオンライン方式にて行い、積極的な呼びかけを行いました。また、同大学と連携してレシピを4点考案し、区ホームページや公式SNSなどを使って周知を行いました。

◇ 「グリーンとしま」再生プロジェクトの取組み

平成 21 年度から始まった「グリーンとしま」再生プロジェクトでは、区民、地域活動団体、企業等からなる実行委員会のもと、様々な緑化活動を行っています。

平成 27 年 3 月から始まった「としまグリーンウェイブ」では、植樹や樹木の手入れ・樹木とふれあうイベント等を行い、生物多様性を理解するきっかけとする活動を行っています。同プロジェクトを一層進めるため、3 月 1 日から 6 月 15 日までを「としまグリーンウェイブ」期間として、区内での緑化活動を区民等に広く呼びかけています。

令和 4 年度における取組み

・「いのちの森」「学校の森」

緑豊かな地域の再生と、地域に住む人々を守る「いのちの森」「学校の森」をつくるため、区立公園などに約 6,600 本の植樹を行いました。また、民有地に広げる展開として、「いのちの森」「学校の森」づくりで植栽している苗を約 3,300 本配付しました。

また、これまでの取組みを次の世代に伝え、更に発展させるため、区制施行 90 周年記念事業として、「いのちの森」記念植樹 2022 を実施し、区内 3 か所（池袋第一小学校、みらい館大明、南長崎スポーツ公園）で児童の皆さん、「グリーンとしま」再生プロジェクト実行委員会や豊島区制 90 周年部会員の皆さん、さらに多くの地域の方々と一緒に実施できた記念植樹となりました。

池袋第一小学校（令和 4 年 9 月 6 日実施）

「森の中の学校」をコンセプトに改築した池袋第一小学校の竣工に合わせて 6 年生の児童が苗木を植樹しました。

みらい館大明（令和 4 年 10 月 30 日実施）

近隣の幼稚園・保育園も参加し、みらい館大明まつり内で開催しました。

南長崎スポーツ公園（令和 4 年 11 月 6 日実施）

豊島区サッカー協会ジュニアチームや地元町会・公園運営協議会、地域住民の方々にご参加いただきました。

・誕生記念樹の配付

お子さんの誕生を祝い、健やかな成長を願って、誕生記念樹として「いのちの森」の苗木を 555 本贈りました。新しい命が「いのちの森」の樹木とともに心豊かに成長することを願い、区内の緑化を推進します。



植樹記念写真



森林整備の様子

◇ 自治体間連携によるカーボン・オフセット事業

豊島区では、交流都市である埼玉県秩父市や長野県箕輪町と森林整備協定を締結し、両自治体の森林整備を行っています。協定先自治体の森林を「としまの森」として整備することにより得られるCO₂などの温室効果ガス吸収量と区内の経済活動等により排出される温室効果ガスを相殺するカーボン・オフセットを推進していきます。

さらに、整備した「としまの森」において、都市部では体験できないダイナミックな自然体験を伴う環境交流事業を実施し、区民の皆さんへの環境教育を促進していきます。

令和4年度における取組み

令和4年度は、秩父市、箕輪町の「としまの森」において、間伐、下刈り、遊歩道整備などにより、合計1.1ヘクタールの森林整備を行いました。整備後は、それぞれの県の森林CO₂吸収量認証を受け、合計25.1t（複数年認証分含む）のCO₂削減につながりました。

「としまの森」現地を訪れる環境交流ツアーについては、令和2、3年度は新型コロナウイルスの影響により中止となり、3年ぶりの開催となった令和4年度は秩父市で40名、箕輪町で33名が参加し、林業体験や木工体験などを行いました。

4-6 今後の展望

本区は、令和2年7月、内閣府より、SDGsへの取組みを行う自治体として「SDGs未来都市」に選定されました。また、令和3年2月に「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、令和4年7月に「2050としまゼロカーボン戦略」を策定し、脱炭素社会の実現に向けて、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを目指しています。

これらを踏まえ、「環境負荷の低減と都市の活力が両立する高密都市」の実現に向け、自らが地域の一事業者として、温室効果ガスの削減や生物多様性の保全などの環境課題に積極的に取り組んでいきます。

5 環境負荷のさらなる低減のために

令和4年度における、豊島区環境マネジメントシステムの取組みに対する区長の評価と今後の方向性は次のとおりです。

5-1 取組み状況の評価

豊島区役所では、「エコアクション21 豊島区環境マネジメントシステム」を用いて、出先施設も含めた全職員に対し、環境方針及び環境負荷低減のための取組みについて周知徹底を図っています。平成27年5月に庁舎が移転して、環境負荷低減のためのごみの分別やペーパーレス化などの様々な運用が変わってから約7年間取り組んできましたが、着実に定着してきているものもあれば、そうでないものもあります。

また、「第三次豊島区役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」ではCO₂排出量の削減目標を定めています。今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための換気等による影響で、昨年に比べて削減量が減少しましたが、基準年と比べ14.3%削減することができました。今後も、日本一の高密都市として、まちの活力を維持しながら低炭素社会に向けた取組みを率先して推進し、環境への負荷を最大限減らす都市を目指してまいります。

5-2 数値目標の見直し

平成29年3月に「第三次 豊島区役所地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を改訂し、数値目標を見直しています。数値目標は年々厳しくなっていますが、継続的な職員の環境配慮行動により、令和4年度はエコアクション21対象事業所において、温室効果ガス排出量を平成27年度と比較し14.3%削減することができました。今後も啓発に力を入れる等、より一層CO₂削減・省エネ行動に取り組んでまいります。

平成27年度比で令和5年度までにCO₂排出量を
19.3%以上(12,885t-CO₂)削減する

※基準年度は、比較しやすいよう庁舎が移転した平成27年度としています。

※上記目標は豊島区全体の削減目標を記載。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



豊島区 エコアクション21 令和4年度環境経営レポート

令和5年10月

発行 豊島区 環境清掃部 環境政策課
〒171-8422 豊島区南池袋 2-45-1
TEL 03-3981-1111 (代表)